

# 指定居宅介護支援事業運営規程

第1条 医療法人医誠会が開設する都志見指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態に有る者(以下「要介護者」という。)が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 事業所は、市町から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。
- 2 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その身心の状況、その置かれている環境及びその家族の希望を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営」に関する基準(厚生省令第39条、平成11年3月31日付)第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 都志見居宅介護支援事業所 (2) 所在地 萩市大字江向413番地1

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員・・・1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (2) 介護支援専門員・・・1名以上(うち常勤1名以上)

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日 但し、国民の祝祭日及び年末年始は休日  
(2) 営業時間：午前8時15分～午後5時15分  
(3) 連絡体制：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容は次のとおりとする。

(1) 提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所：都志見居宅介護支援事業所
- ② サービス担当者会議の開催：都志見居宅介護支援事業所
- ③ 居宅訪問：少なくとも月1回とする。

(2) 内容

- ① 市町からの委託を受けて行う訪問調査
- ② 居宅介護サービス計画作成
- ③ 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- ④ サービス事業者との連携調整、介護保険施設の紹介
- ⑤ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は旧萩地域（離島は除く）とする。

※ ただし、この他の地域については要相談とする。

(利用料その他の費用額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

2 第8条に規定した通常の事業の実施を当該地域以外で行なったとき、本事業に要した交通費については、下記のとおりとする。但し、これは自動車を使用した場合の交通費であり、タクシー利用の場合は、実費額とする。

(1) 当該事業所から片道7キロまでは無料

(2) 当該事業所から片道7キロ以上は10円/km徴収する。

3 厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

4 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修年最低2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人医誠会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 13 年 11 月 1 日	一部改定
平成 16 年 4 月 21 日	一部改定
平成 16 年 3 月 4 日	一部改定(菟市合併に伴い実施範囲の変更)
平成 17 年 12 月 21 日	一部改定(介護支援専門員 1 名)
平成 18 年 4 月 1 日	一部改定
平成 19 年 4 月 1 日	一部改定(介護支援専門員 2 名)
平成 19 年 11 月 20 日	一部改定(市町村合併に伴い村の文言削除)
平成 25 年 9 月 6 日	一部改定
平成 28 年 7 月 1 日	一部改定(介護支援専門員 1 名増員)
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正(介護支援専門員 1 名増員)
令和 1 年 7 月 1 日	一部改正(介護支援専門員 1 名退職)
令和 1 年 7 月 24 日	一部改正(介護支援専門員 1 名退職)
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正(虐待に関する事項の追加・従業員数の表記の変更)
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正(通常事業の実施範囲の変更)